

佐賀県告示第三百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次のとおり指定
施設機関から廃止の届出があつた。

平成二十一年十一月二十日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	廃止年月日
りぼん整骨院	三養基郡基山町大字宮浦二五九番地四三	平成二一・六・一